

## 第5回 岡山県最低賃金専門部会

### 議 事 要 旨

#### 1 日 時

令和7年8月20日（水曜日） 午後1時～

#### 2 場 所

岡山市北区本町6-30  
第一セントラルビル2号館 8階会議室アース

#### 3 出席者

公 益 委 員 : 3人  
労働者代表委員 : 3人  
使用者代表委員 : 3人

#### 4 主な審議事項

##### (1) 岡山県最低賃金額審議

#### 5 議事要旨

##### (1) 岡山県最低賃金額審議

ア 岡山県最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

##### 【労働者側の意見要旨】

68円を再提示する。

生活必需品を含む物価上昇、賃上げの流れを踏まえるべき。これまでの提示額でも限界である。

一方で歩み寄りの観点も必要、影響率も加味したものである。

##### 【使用者側の意見要旨】

58円の提示額に変更なし。

最大限の提示額である。影響率を抑えること、急激な上昇による企業負担を避けなければならない。

(2) 金額提示後、いまだ提示額に隔たりがあることから、労使委員に対して今後の審議の進行について意見を求めたところ、労使双方の委員より、公益委員見解に委ねる旨発言が行われた。

(3) 公益見解

労使のこれ以上の歩み寄りが困難なため、両者の意見を総合的に考慮して公益見解による岡山県最低賃金改定が示され、「時間額 1,047 円（引上額 65 円）、引上率 6.62%、発効予定日令和 7 年 12 月 1 日」が示された。

公益見解の根拠については、今年度中賃において生計費重視、特に食料品の消費者物価指数に着目しており、岡山県においてもこれら数値は全国同様大きく上昇していること。加えて、隣県との地域間額差を考慮し、目安額プラス 2 円を上乗せした 65 円が妥当と判断したこと。発効日については、引上げ額が大きいため、事務手続きなどを考慮したこと、とされた。

(4) 採決、報告書作成

公益見解を採決した結果、賛成 5 名（部会長を除く公益 2 名、使側 3 名）、反対 3 名（労側 3 名）となり、過半数の賛成により提示額が決議され、報告書を作成した。

報告書作成にあたっては、政府に対して、中小企業・小規模事業者の賃上げに向けた強力な後押しが行われることを強く要望するとの意見、最低賃金審議にあたり、地域の実情を反映した独自性が発揮できる審議運営を求める意見を付議することが確認された。

(5) 全会一致に至らずに決議したため、専門部会の審議結果を第 516 回岡山地方最低賃金審議会に報告し、そこで結論を求めることになった。

(6) その他

特になし。

6 配布資料

- ・公益見解による「岡山県最低賃金改定」
- ・岡山県最低賃金の改正決定に関する報告書（案）